

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「どこまでも、インフラサービスの自由が広がる世界。」の実現をビジョンに掲げ、「インフラストラクチャー・ビジネスの既成概念に挑み、イノベティブなアイデアで世界中に最適なサービスを提供する。」を果たすべき使命と定め、企業活動を通じて、環境・社会課題の解決にとどまらず、社会そして地球の持続可能な発展に貢献する「総合インフラサービス企業」を目指しています。

「社会・地域の安全安心とサステナビリティ」をバリューとし、グループ共通の価値観を醸成するとともに、企業が果たすべき社会的責任についての理解を共有し企業施策を実行していくことで、ステークホルダーの皆様の理解と共感が得られる開かれた経営に努めます。

当社は、ステークホルダーの皆様の権利を尊重し、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離することにより経営の公正性・透明性を確保するとともに、適切な情報開示とステークホルダーの皆様との対話を通じ、良好かつ円滑な関係を維持しながら信頼関係を構築していくことで、共同の利益や長期的な価値を協創し、社会価値の創造に貢献します。

以下に、コーポレート・ガバナンスの体制について示します。

【コーポレート・ガバナンスの体制】

- (1) 指名委員会等設置会社とする。
- (2) 取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- (3) 取締役会の過半数は、独立性・中立性のある社外取締役とする。
- (4) 取締役会の議長は社外取締役とする。
- (5) 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- (6) 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員長は社外取締役とする。
- (7) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制及びその運用を充実する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。 )は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考え、女性、外国人、専門人材等を計画的に採用する方針であり、専門人材の中途採用者については、スキル・経験等を総合的に判断し、管理職に登用しています。

当社は、自主的かつ測定可能な目標について今後策定する予定であり、現段階では定めていません。今後、中核人材の多様性を競争力とするために、働きやすい職場環境の創出、制度の構築及び文化の醸成により、ダイバーシティの推進に努めます。なお、正従業員に占める女性の割合は30%以上となっています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、取引や事業に必要である場合を除き、政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としています。

前田建設工業株式会社、前田道路株式会社、株式会社前田製作所(以下、「主要子会社」という。 )が保有する個別株式については、定期的に当社の取締役会にて、資本コストを考慮した経済合理性、取引関係強化、将来の見通し等の観点から検証を行い、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めます。2021年度は、当社子会社の前田建設工業株式会社、及び前田道路株式会社の保有する上場株式21銘柄(売却合計額約12,700百万円)を売却しています。

なお、当社の中期経営計画においては、連結純資産に対する時価ベースの政策保有株式の割合を、20%以下に縮減する方針を掲げています。

(2) 政策保有株式の議決権行使に関する基準

投資先の議決権の行使につきましては、当社の企業価値向上に加え、当該議案が投資先企業の企業価値向上につながるかどうかを検討し議決権行使の判断をすることとしています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び執行役が行う利益相反取引について、取締役会での承認事項と規定し、取引の状況についても取締役会にて定期的に報告することとしています。

また、取締役及び執行役に対しては、毎年、「関連当事者間に関する確認書」の提出を求め、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等との取引の有無を確認します。

なお、主要株主等との取引につきましても、法令等の定めに従い、取締役会にて確認等を行います。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、当社グループを構成する各社より従業員を受け入れており、従業員は出向元の会社の企業年金制度が適用されています。グループ各社は、各社の企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、経験豊富で高い専門性を持つ担当者を配置する等の方法により、企業年金が適切に運用されるよう努めています。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「どこまでも、インフラサービスの自由が広がる世界。」の実現をビジョンに掲げ、「インフラストラクチャー・ビジネスの既存概念に挑み、イノベティブなアイデアで世界中に最適なサービスを提供する。」を果たすべき使命と定め、企業活動を通じて、環境・社会課題の解決にとどまらず、社会そして地球の持続可能な発展に貢献する「総合インフラサービス企業」を目指しており、グループ・アイデンティティとして体系化し、ホームページ上に公開しています。

中長期及び年度の経営戦略、経営計画についても、決算発表をはじめとして、アナリスト及び金融機関向けの説明会を通じ積極的に開示・公表しています。

##### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

##### (3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は指名委員会等設置会社であり、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が報酬等の内容を決定する権限を有しています。

報酬委員会は、当社の取締役、執行役の報酬について、報酬等に係る方針の決定、報酬内容の審議及び個人別の報酬及び執行役の業績連動型報酬の決定を行います。また、主要子会社の社長、取締役、執行役員報酬について、報酬等に係る方針の決定、報酬内容の審議を行っています。

詳細については、本報告書の「1. 【取締役・執行役報酬関係】の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。

##### (4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は指名委員会等設置会社であり、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会が、取締役、執行役及び主要子会社の社長、取締役、執行役員等の要件定義、候補者の選出、面談等による審議、選解任議案を策定する権限を有しています。指名委員会の議案に基づき、取締役会で執行役の選任並びに主要子会社の社長、取締役、執行役員を決定しています。

##### (5) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任については、株主総会招集ご通知参考書類において、指名委員会が決定した取締役候補者それぞれについて、取締役候補者とする理由を記載しています。また、社外取締役については、指名委員会が確認した社外取締役としての独立性・中立性に関する事項を、本報告書の「1. 【取締役関係】の「会社との関係(2)」に記載しています。

#### 【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

主要子会社にて、CSR活動や環境活動等の取組み状況をまとめたサステナビリティレポートやCSR報告書を作成し、各社のホームページに公開しています。

< 前田建設工業株式会社 >

<https://www.maeda.co.jp/csr/>

< 前田道路株式会社 >

<https://ssl.maedaroad.co.jp/csr/>

< 株式会社前田製作所 >

<https://www.maesei.co.jp/corporate/csr/>

当社では、これまで各社毎に推進してきた取組みを、総合インフラサービス企業としてグループ全体で推進し、社会課題の解決と企業のサステナブルな成長の両立を目指します。

当社は、気候変動に係るリスク及び機会が企業に与える影響について、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークに則り、財務影響を分析し、グループ全体の温室効果ガスの削減目標などを中期経営計画にて定め、当社ホームページで公開しています。なお、2022年度中に、統合報告書の開示を予定しています。

#### 【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は指名委員会等設置会社であり、監督と執行の分離を徹底することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努めています。

取締役会は、当社グループの経営の基本方針を決定するとともに、執行役の職務を監督する役割を担い、法令、定款及び取締役会規則で定められた事項を除く業務執行の決定は、原則として執行役へ委任します。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、広範かつ高度な観点から意思決定への参画及び経営の監督のための豊富な経験と高い専門性を有することを独立性の判断基準としています。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方】

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されており、取締役9名の内、5名が独立性・中立性のある社外取締役です。当社の経営の基本方針を策定し、適切に経営を監督するため、企業経営・M&A、事業戦略・業界知見、財務・会計、営業・マーケティング、内部統制・リスク管理、人材育成・開発・労務管理、技術・研究開発・品質・安全、グローバル・海外事業管理、IT・DX、ESG・サステナビリティの各項目の観点で高度な専門知識と高い見識を有する取締役を選任しています。なお、第1回定時株主総会招集ご通知において、各取締役の専門性を一覧化したスキル・マトリックスを開示しておりますので、ご参照ください。

[https://www.infroneer.com/ir/report/data/blog\\_assets/entries/272/PDF\\_FILE/01\\_syousyuy.pdf](https://www.infroneer.com/ir/report/data/blog_assets/entries/272/PDF_FILE/01_syousyuy.pdf)

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件(取締役兼任状況)】

社外取締役の他の上場会社等の兼任状況については、本報告書の「1. 【取締役関係】の「会社との関係(2)」に記載していますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件(経営の監督機能の実効性を評価)】

当社は、取締役会の機能の維持・向上に継続的に取り組むため、毎年取締役会全体の実効性を評価します。2021年度の実効性については、2022年3月16日から3月31日にかけて、客観性・透明性を担保した評価を実施するため第三者機関による取締役の自己評価アンケートを実施し、回答に対する第三者機関の分析結果を踏まえ、取締役会において評価を行いました。

##### (1) 評価プロセス

###### 1. 各取締役による自己評価

調査票に基づき、以下の事項に関して評価を実施。

- ・取締役会の構成：構成員の多様性、社外取締役・社内取締役の数・比率等
- ・取締役会の責任及び期待される役割の明確化
- ・取締役会の運営：開催頻度、審議時間、議案の選定、議論内容、議長等の役割等
- ・貢献：経営戦略策定や企業風土変革への貢献、建設的な議論の展開への貢献、取締役の経験・知見・幅広い視点や洞察の発揮
- ・会社に対する理解：グループ・アイデンティティ、リスク要因、将来の課題・機会

- ・委員会の活動状況:構成、責任・役割、取締役会との連携等
- ・運営支援体制:取締役会資料をはじめとする情報提供等

## 2. 社外取締役による議論(自己評価後に実施)

社外取締役のみの会議体を設け、取締役会の実効性について議論を実施。

## 3. 取締役会での議論と総括

上記1及び2の内容に基づき、取締役会において、全体としての実効性を分析・評価し、実効性のさらなる向上のための課題の抽出及び対応方針を定める。

### (2) 評価結果

評価の結果、議案の検討・議論の充実のために必要な情報・資料の提供時期に関する指摘や、プログラム化された役員トレーニングの充実が課題であるとする指摘がありました。取締役会全体の実効性については、概ね適切に確保されていることを確認しています。今後も、更なる取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図るため、今回の評価で抽出された課題について改善に努めてまいります。

#### 【補充原則4 - 14 取締役のトレーニング】

当社は、取締役に対して期待される役割・責務にかかる理解を促進するため、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋等に努めています。

取締役に対して、コンプライアンス、内部統制の研修に加え、外部団体が主催するセミナー等への積極的な参加など、取締役に必要な資質を磨く機会を適宜設けています。

社外取締役に対しては、継続的に当社グループの事業活動、業界動向、当社の経営環境等について説明するとともに、定期的に事業子会社を含めた国内外の事業拠点の視察や経営陣との対話の機会を設けています。2021年度は主要子会社について、沿革、事業活動、組織体制、財務状況等の説明会を実施しています。

#### 【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話の機会として、以下のような施策を実施する方針としています。

##### (1) 株主との対話に関する担当執行役の指定

株主・投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、IR担当である経営戦略担当執行役を指定しています。

##### (2) 社内部署の有機的な連携のための方策

IR担当である経営戦略担当執行役及び経営戦略部門が、代表執行役社長をトップとして、関係部署と連携の上、株主との建設的な対話を促進するために、情報発信及び株主からの意見の収集に取り組みます。

##### (3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

本報告書の 2.「IRに関する活動状況」をご参照ください。

##### (4) 株主の意見・懸念の効果的なフィードバックのための方策

対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて取締役会又は執行役会へフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。

##### (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話に際しては、当社が定めた「内部者取引規制規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底し、適切に対応しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	42,037,800	15.34
光が丘興産株式会社	26,274,380	9.59
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	12,583,500	4.59
住友不動産株式会社	8,695,768	3.17
株式会社みずほ銀行	5,505,504	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,368,304	1.96
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	4,878,800	1.78
株式会社三井住友銀行	4,610,198	1.68
前田道路社員持株会	4,377,211	1.60
前田建設工業社員持株会	3,529,448	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし



米倉 誠一郎	学者																		
森谷 浩一	他の会社の出身者																		
村山 利栄	他の会社の出身者																		
高木 敦	他の会社の出身者																		

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
橋本 圭一郎					(重要な兼職の状況) 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役 株式会社ファンケル 社外取締役 一般社団法人「アートライフビレッジ」代表理事 前田道路株式会社 非業務執行取締役	橋本氏は、当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、銀行や自動車産業における企業経営者としての職務執行や経営実績及び他社における社外取締役等としての経験から深い見識を有しており、当該観点から取締役会等において助言・提言を行っています。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に十分に届えることができるものとして独立役員に指定しています。
米倉 誠一郎					(重要な兼職の状況) 株式会社テンナイン・コミュニケーション 社外取締役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授 一般社団法人Creative Response ソーシャル・イノベーション・スクール 代表理事	米倉氏は、当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、大学教授・経営学者として豊富な職務経験・専門的知見を有しており、当該観点から取締役会等において助言・提言を行っています。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に十分に届えることができるものとして独立役員に指定しています。
森谷 浩一					(重要な兼職の状況) 前田道路株式会社 非業務執行取締役 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構) 社外取締役兼海外需要開拓委員会副委員長	森谷氏は、当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、電機メーカーにおける企業経営者としての職務執行や経営実績から深い見識を有しており、当該観点から取締役会等において助言・提言を行っています。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に十分に届えることができるものとして独立役員に指定しています。

村山 利栄				(重要な兼職の状況) 前田建設工業株式会社 非業務執行取締役 株式会社ライスカレー 社外取締役 theAstate株式会社 代表取締役	村山氏は、当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、投資銀行における豊富な職務経験及び他社における社外取締役等としての経験に基づく深い見識を有しており、当該観点から取締役会等において助言・提言を行っています。今後も、当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に十分に応えることができるものとして独立役員に指定しています。
高木 敦				(重要な兼職の状況) 株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ 代表取締役 前田建設工業株式会社 非業務執行取締役	高木氏は、当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する幅広い知見及びインフラに関する深い見識を有しており、当該観点から取締役会等において助言・提言を行っています。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に十分に応えることができるものとして独立役員に指定しています。

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	7	0	2	5	社外取締役
報酬委員会	6	0	2	4	社外取締役
監査委員会	4	0	1	3	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#) 8名

### 兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
岐部 一誠	あり	あり			あり
中西 隆夫	なし	なし	×	×	あり
幡鎌 裕二	なし	なし	×	×	あり
坂口 伸也	なし	なし	×	×	あり
南雲 政司	なし	なし	×	×	あり
遠藤 隆嗣	なし	なし	×	×	あり
塩入 正章	なし	あり		×	あり
加藤 保雄	なし	なし	×	×	あり

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

## 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 更新

監査委員会の職務を補助する専任組織として「監査委員会室」を設置し、監査委員会の運営全般を補佐する他、監査委員は職務の遂行上必要がある場合は監査委員会室のスタッフに指示することができます。また、監査委員会室に所属する使用人等に関する人事関連事項の決定(兼任スタッフについては、監査委員会の職務にかかるものに限る)については、監査委員会の同意を得て行うことでその独立性を確保しています。

なお、当社の監査委員会は監査委員4名、監査委員を補助する監査委員会室は使用人4名で構成しています。当社は、監査委員会の監査の実効性を確保するため、監査委員が当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための機会を確保しています。

## 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は、会計監査人の独立性・専門性、会計監査人による監査活動の適切性・妥当性を評価項目とし、経営・執行部門からの報告及び会計監査人との定期的な情報交換や、監査計画・監査結果報告の聴取等により会計監査人を適切に評価し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定します。

当社は、監査委員会を設置していますが、主要子会社は監査役設置会社として、監査役を設置しています。監査委員会は、各社監査役との間で各々が監査主体としての独立性を維持しつつ、相互に連携・協力し、監査の効率性・実効性を高めています。また、当社は、グループ全体の内部監査機能を担う経営監査部を設置し、当社及び子会社の内部監査を行っているほか、主要子会社にも内部監査部門を設置し、当社の経営監査部と連携を図りながら、グループの内部監査機能を強化しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬制度における報酬体系は、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、単年度の全社業績目標の達成度等に連動する年次インセンティブと、中期経営計画に合わせた3事業年度の期間の業績目標達成度等に連動する中長期インセンティブで構成されています。非金銭報酬は、株主の皆様との利害共有を目的とした譲渡制限株式報酬で構成されています。但し、社外取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「総合インフラサービス企業」をグループ全体戦略として定め、迅速かつ適正な経営を実現し、「社会変化への対応力」を強化することに努めています。実効性のあるガバナンス体制の構築は、当社が掲げる戦略三本柱のひとつである「体質強化・改善」における重点施策であり、「あらゆるステークホルダーから信頼される企業」を目指すべく、以下の報酬ガバナンスを整備したうえで、役員報酬制度の基本原則に沿って報酬プログラムを運用し、役員報酬等を審議・決定しています。

### a. 報酬ガバナンス

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定を遵守し、報酬委員会に関して以下のように定めています。

#### 報酬委員会の主な役割・権限

当社の報酬委員会は、当社の取締役及び執行役、当社子会社の取締役及び執行役員(以下、「役員等」という。)の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、以下の事項の決定を行います。

- ・役員等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「役員報酬等の決定方針」という。)
- ・役員等の個人別の報酬等の内容
- ・前号を決議するために必要な基本方針、規程及び手続等の制定、変更、廃止
- ・その他、役員等の報酬等に関して報酬委員会が必要と認めた事項

#### 役員報酬等の決定方針の決定の方法

当社の報酬委員会は、役員報酬制度の決定において高度な独立性の確保を前提とし、客観性・透明性を重視した運用プロセスを構築しております。当社の報酬委員会が役員報酬等の決定方針を定めるにあたっては、外部の報酬コンサルタントからの情報収集及び助言等も活用しつつ、役員報酬に関する近時の整備の状況、議論の動向、他社の制度等の客観的かつ必要十分な情報に基づき、每期その妥当性を検証することとしています。

報酬委員会に対する外部の報酬コンサルタントの関与・参画状況は、報酬委員会に必要に応じて同席し、実効的な審議・合意形成の側面支援を行うことに留まり、妥当性の提言等は受けておりません。なお、外部の報酬コンサルタントとして、WTW(ウイリス・タワーズワトソン)を起用しています。

#### 報酬委員会の規模と構成

当社の報酬委員会は、取締役の中から取締役会決議によって選定された委員3名以上で組織し、委員の過半数は社外取締役とすることとしています。なお、報酬委員長は、原則として社外取締役である委員の中から取締役会の決議を以て選定することとしています。

### b. 報酬プログラム

当社の役員報酬等の決定方針の内容の概要は、以下のとおりです。

#### 役員報酬制度の基本方針

「総合インフラサービス企業」の実現に向け、当社の経営陣が経営の目線を合わせ、戦略三本柱(生産性改革、新たな収益基盤の確立、体質強化・改善)の達成に一丸となって邁進することを後押しできるものであること

「あらゆるステークホルダーから信頼される企業」を目指し、グループ全体の永続的成長を意識付けるため、当社の経営陣の株式保有を促し、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深めていくことができるものであること

当社の持続的発展と中長期的な企業価値向上に貢献できる優秀な経営者人材を確保し、報奨することができるものであること

業績目標の達成を動機づけるとともに、その達成の潜在的リスクを反映させ、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること

#### 報酬体系

当社の役員報酬制度における報酬体系は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、単年度の全社業績目標の達成度等に連動する年次インセンティブと、中期経営計画に合わせた3事業年度の期間の業績目標達成度等に連動する中長期インセンティブで構成されており、非金銭報酬は株主の皆様との利害共有を目的とした譲渡制限付株式報酬から構成されています。役員報酬の種類別報酬割合については、年次賞与の単年度標準額を基本報酬の50～60%程度、譲渡制限付株式報酬の単年度の付与価値を基本報酬の16～40%とし、役員上位者の業績連動報酬の割合を高めることで業績及び企業価値向上に対する責任の重さを報酬構成割合に反映しています。但し、社外取締役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしています。

当社の役員報酬の種類別報酬割合の決定に際しては、外部の調査機関が運営する役員報酬サーベイに基づき、当社の事業規模に類似する企業の市場報酬データを参考に報酬水準を設定しております。当社の報酬水準を経営陣に求められる能力及び責任等に見合う設定とすべく、報酬委員会にて報酬ベンチマーク等による妥当性の検証を每期行うことを予定しています。

なお、基本報酬は月次で支給し、年次インセンティブ及び譲渡制限付株式報酬は毎年一定の時期に支給し、中長期インセンティブは原則として業績評価期間終了後に一括して株式の交付及び金銭の支給を行います。

#### 業績連動報酬の仕組み及び非金銭報酬の内容

##### <年次インセンティブ>

年次インセンティブは、単年度の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて、当社の役員等が金銭の支給を受けることができる制度としており、それぞれ、当社の株主の皆様へ帰属する成果に対する業務執行の責任を明確にすることで支給額の合理性をわかりやすく説明できることを理由にKPIとして選定しました。

業績評価にあたっては、報酬委員会における妥当性の審議・検証を経て予め定めた算定方法に基づいて、2021年度に係る定時株主総会の日から2022年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間の終了後に報酬委員会において支給額の算定及び評価を行い、これを決定します。なお



、年次インセンティブ支給額は、個別に定める単年度標準額を0～200%の範囲で変動させるものとします。但し、当社の報酬委員会は、支給額の算定及び評価を行うにあたり、算定方法設定時点においては予見不能であった事象等により、業績数値が大きな影響を受けたか否かの協議を行い、必要に応じて支給額の定性調整を行うことがあります。

#### < 中長期インセンティブ >

当社の中長期インセンティブは、『INFRONEER Medium-term Vision 2024 中期経営計画』に合わせて2024年度までの3事業年度の期間(以下、「業績評価期間」という。)の業績目標達成度や2022年6月23日開催の第1回定時株主総会終了後から業績評価期間の最終の事業年度にかかる定時株主総会の前日までの期間(以下、「対象期間」という。)の在任月数に応じて算定される数及び額の当社普通株式(以下、「当社株式」という。)及び金銭を、原則として業績評価期間終了後に一括して交付及び支給する業績連動型株式報酬制度(BBT)としております。本制度の対象となる役員等は予め定められた基準ポイントの付与を受け、原則として、業績評価期間経過後に一定の要件を充足する場合に、中長期インセンティブの算定方法に従って基準ポイント数が株式交付ポイント数に転換され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式及び金銭が交付又は支給されます。なお、金銭の支給は納税資金の確保を目的としており、当該株式交付ポイント数の約50%に相当する当社株式の時価相当額となります。

中長期インセンティブは、当社の連結付加価値額の2022～2024年度の平均値に応じて株式交付率が0～200%の範囲で変動します。当社の連結付加価値額は、『INFRONEER Medium-term Vision 2024 中期経営計画』に掲げる業績目標とも関連する戦略上重視する指標であり、また、当社従業員への報酬制度との連続性・関連性から組織全体の目線合わせが可能となる指標であることを理由にKPIとして選定しました。

#### < 譲渡制限付株式報酬 >

当社の非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬であり、株価の変動に連動する仕組みとしております。当社の株式価値と取締役及び執行役の報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、退任時に譲渡制限を解除されるプランとしています。

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び各委員会については、それぞれ事務局を設置し、社外取締役を補佐しています。

取締役会及び各委員会の開催に際しては、それぞれの事務局が事前に資料等を送付するとともに、重要な議案については事前説明を行い、予め十分な検討ができるようにしています。なお、監査委員会を補佐する部署として設置している監査委員会室には、監査委員会が行う監査の補助業務に必要とされる専門性を確保するため、内部監査部門に所属する使用人を兼務スタッフとして配置し、監査委員会を補佐しています。また、取締役会に対して、執行役が定期的に、または取締役の求めに応じて適時に、職務執行状況を報告する体制を整備しています。

さらに、取締役会及び各委員会のほかにも社外取締役が出席する会議を定期的に開催するなど、社外取締役の監督機能が有効に機能する環境を整備しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 取締役会(9名:社外取締役5名、議長:社外取締役、任期:1年)

取締役会は、建設(土木、建築)、インフラ運営、舗装及び建設機械の製造・販売のグループの幅広い事業に精通した前田操治、岐部一誠、西川博隆、塩入正章の4名の社内取締役と企業の経営者、社会・経済情勢に関する多くの知見と経歴をそれぞれ有する橋本圭一郎、米倉誠一郎、森谷浩一、村山利栄、高木敦の5名の社外取締役の9名で構成され、社外取締役の橋本圭一郎が議長として選任されています。

取締役会は、中期経営戦略や年間予算などの経営の基本方針を決定したうえで、その基本方針に基づく業務執行の決定は、法令、定款及び取締役会規則で定められた事項を除き、原則として執行役に委任しており、主に執行役の職務の執行を監督します。

また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任とその役割の一層の明確化を図るため、取締役の任期を1年にしています。

なお、2021年度は取締役会を9回開催しました。各取締役の取締役会への出席状況は以下のとおりです。

- ・前田 操治: 9 / 9回(100%)
- ・岐部 一誠: 9 / 9回(100%)
- ・西川 博隆: 9 / 9回(100%)
- ・塩入 正章: 9 / 9回(100%)
- ・橋本 圭一郎: 9 / 9回(100%)
- ・米倉 誠一郎: 8 / 9回(89%)
- ・森谷 浩一: 9 / 9回(100%)
- ・村山 利栄: 9 / 9回(100%)
- ・高木 敦: 9 / 9回(100%)

### (2) 指名委員会(7名:社外取締役5名、委員長:社外取締役)

指名委員会は、当社取締役候補及び執行役の指名に加えて、主要子会社の社長、取締役、執行役員等の指名を行います。

指名委員は、社外取締役5名を含む7名です。また、指名過程の透明性・公正性を高めるため、社外取締役の森谷浩一が委員長として選任されています。

なお、2021年度は指名委員会を4回開催しました。各委員の指名委員会への出席状況は以下のとおりです。

- ・岐部 一誠: 3 / 4回(75%)
- ・塩入 正章: 3 / 4回(75%)
- ・橋本 圭一郎: 4 / 4回(100%)
- ・米倉 誠一郎: 4 / 4回(100%)
- ・森谷 浩一: 4 / 4回(100%)
- ・村山 利栄: 4 / 4回(100%)
- ・高木 敦: 4 / 4回(100%)

### (3) 報酬委員会(6名:社外取締役4名、委員長:社外取締役)

報酬委員会は、当社取締役及び執行役の報酬額を決定するとともに、主要子会社の社長、取締役、執行役員等の報酬額の審議をします。

報酬委員は、社外取締役4名を含む6名です。また、決定過程の透明性・公正性を高めるため、社外取締役の高木敦が委員長として選任されて

います。

なお、2021年度は報酬委員会を6回開催しました。各委員の報酬委員会への出席状況は以下のとおりです。

- ・前田 操治: 6 / 6回(100%)
- ・岐部 一誠: 6 / 6回(100%)
- ・米倉 誠一郎: 6 / 6回(100%)
- ・森谷 浩一: 6 / 6回(100%)
- ・村山 利栄: 5 / 6回(83%)
- ・高木 敦: 6 / 6回(100%)

(4) 監査委員会(4名: 社外取締役3名、委員長: 社外取締役)

監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、当社グループの内部統制システムの検証等を担っており、原則として毎月1回以上開催することとしています。

監査委員は、社外取締役3名を含む4名です。監査委員会と会計監査人、内部監査及び内部統制システム整備の方針策定・推進を担う経営監査部が緊密に連携するなどして、監査委員会による監査体制の充実を図っています。

なお、社内各部門との十分な連携を確保し、情報収集を円滑に行うため、監査委員会の業務を補佐する監査委員会室を設置するとともに、透明性・公正性を高めるため、社外取締役の橋本圭一郎が委員長として選任されています。

2021年度は監査委員会を7回開催しました。各委員の監査委員会への出席状況は以下のとおりです。

- ・西川 博隆: 7 / 7回(100%)
- ・橋本 圭一郎: 7 / 7回(100%)
- ・森谷 浩一: 7 / 7回(100%)
- ・高木 敦: 7 / 7回(100%)

(5) 執行役

執行役は、代表執行役を岐部一誠とし、建設(土木、建築)、インフラ運営、舗装及び建設機械の製造・販売等の当社グループのそれぞれの事業に精通した中西隆夫、幡鎌裕二、坂口伸也、南雲政司、遠藤隆嗣、塩入正章、加藤保雄の8名が選任されています。取締役会の定めた経営の基本方針(中期経営計画、年度予算等)に基づく業務執行を担います。当社グループの経営における重要事項については、執行役による合議機関である執行役会で審議のうえ、これを決定し、適正かつ効率的な意思決定に努めています。

(6) 監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人に会計監査業務を委嘱しています。なお、主要子会社のうち、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、EY新日本有限責任監査法人に会計監査業務を委嘱しています。前田道路株式会社については、2022年6月21日開催の定時株主総会決議により同日付で有限責任あずさ監査法人に代わり、新たにEY新日本有限責任監査法人が会計監査人として選任されています。

会計監査人は、監査役設置会社である主要子会社の監査役とともに、当社監査委員会とも緊密な連携を保ち、監査体制、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告並びに必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、総合インフラサービス企業として、グループの総合力を活かした機動的な経営により企業価値を向上させるため、持株会社体制を選択しました。

また、経営の透明性・公正性の向上、監督機能の強化及び意思決定の迅速化による経営の機動性の向上を図るため、指名委員会等設置会社を選択しました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討時間を確保するため、株主総会の3週間前に発送を行います。また、招集通知発送の前日に当社ホームページに掲載しています。 第1回定時株主総会にかかる招集通知は2022年6月2日に発送を行い、前日の6月1日に当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催します。 第1回定時株主総会は、2022年6月23日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、TDnet及び当社ホームページにて公表しています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーション活動を通じて、株主・投資家他の多様なステークホルダーへの責任ある対応を行うことを基本方針とするディスクロージャー・ポリシーを当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	-	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表執行役社長、担当執行役、経営戦略部等により、四半期決算毎に説明会等を開催しています。 2021年度においては、決算説明会を以下のとおり2回開催しました。 ・2021年11月15日 ・2022年2月14日 なお、2022年3月期期末決算説明会は、2022年5月13日に開催しています。 また、10月1日の当社設立にあわせて、『INFRONEER Vision 2030 中長期経営計画』及び『INFRONEER Medium-term Vision 2024 中期経営計画』を策定・公表しており、これらに関する説明会を、以下のとおり2回開催しました。 ・2021年10月1日 ・2021年10月15日	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が主催する海外の機関投資家向けカンファレンス、スモールミーティングに参加し、代表執行役社長及び担当執行役等による説明を実施しています。 2021年度においては、以下のとおり2回実施しました。 ・2021年10月5日 ・2022年3月7日	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、株主及び投資家の皆様向けにIR情報のページを設けており、決算短信、アナリスト説明会資料については、和文の発表と同時に英文でも公開しています。 また、代表執行役社長自身による決算説明会動画も公開しているほか、中期経営計画、電子公告、株主通信、株主総会招集ご通知、株価情報なども掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略担当執行役のもと経営戦略部がIRに関する業務を担当しています。	
その他	-	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ビジョン、ミッション、バリューとして定めた経営理念のもと、法令遵守や企業統治の仕組み、社会貢献活動や環境活動の取組方針をまとめ、全社文書体系として各種規程にて定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要子会社にて、CSR活動や環境活動等の取組み状況をまとめたサステナビリティレポートやCSR報告書を作成し、各社のホームページに公開しています。 当社では、これまで各社毎に推進してきた取組みを、総合インフラサービス企業としてグループ全体で推進し、社会課題の解決と企業のサステナブルな成長の両立を目指します。 気候変動にかかるリスク及び機会が企業に与える影響については、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークに則り、財務影響を分析し、グループ全体の温室効果ガスの削減目標などを中期経営計画にて定め、当社ホームページで公開しています。 人権にかかるリスク及び機会が企業に与える影響については、2022年6月23日開催の取締役会において、「インフロニアグループ人権方針」(以下、「人権方針」という。)の制定を決議しました。当社は、自らの事業活動において直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性を認識しており、「人権方針」が当社及び当社グループに浸透し、企業活動全体で効果的に実行されるよう、すべての役員及び従業員に適切な研修と教育を行います。また、人権の尊重にかかる取組みについて、当社ホームページや、今後開示予定の統合報告書等において定期的に開示していきます。

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーション活動を通じて、株主・投資家他の多様なステークホルダーへの責任ある対応を行うことを基本方針とするディスクロージャー・ポリシーを当社ウェブサイトに掲載しています。</p>
<p>その他</p>	<p>当社グループでは、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる「誰もが働きやすい職場づくり」を目指すことが、当社グループの中長期的・持続的な発展に不可欠であると考え、各種施策を実施しています。</p> <p>個の多様性を尊重し、互いに高め合うダイバーシティの推進と健康経営の推進により、従業員の持続的な成長と心身の健康を支えています。</p> <p>【ダイバーシティの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様で柔軟な働き方の実現：テレワークやサテライトオフィス、フレックスタイム制、フリーアドレスの導入</li> <li>・育児・介護への支援：法定以上の休業休暇取得制度、再雇用の機会提供「ジョブリターン制度」等の設置、育児・介護への支援に関するサポートブックの発行</li> <li>・女性活躍の推進：女性ネットワークの活性化、現場パトロールの実施、イクボス宣言の実施、男性の育児休暇20労働日以上の取得推進等</li> </ul> <p>【健康経営の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢制限のない人間ドック費用補助、再検査費用の補助</li> <li>・若手社員メンタルヘルス研修の実施</li> <li>・ウォーキングイベントの実施（生活習慣病の予防）</li> </ul>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、事業環境の変化に対し、迅速かつ柔軟に対応する効率的な業務執行及び監査体制、リスク管理、コンプライアンスなど当社グループの適正な業務執行の確保の観点から、以下のとおり内部統制システムを構築・運用しています。同システムについては、必要に応じて見直すとともに、より適切な運用に努めてまいります。

#### 1. 当社の内部統制システム整備に関する基本的な考え方

本方針は、当社グループにおける全体業務が適法かつ適正に遂行されるための内部統制システム構築に関する基本方針を定めたものであり、この方針を具体的に推進することにより、更なる企業価値の向上に資することを目的としています。

- (1) 当社は、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行します。
- (2) 当社は、当社グループの持続的成長とステークホルダーからの信頼獲得を目指し、経営の監督と執行の機能を明確に分離し、透明・公正かつ果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレート・ガバナンスを実現するため、指名委員会等設置会社制度を採択しています。
- (3) 当社は、経営の根幹である経営理念（ビジョン・ミッション・バリュー）を定め、中長期的な企業価値向上を目指していきます。

#### 2. 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任組織である「監査委員会室」を設置し、必要な使用人等を配置します。当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行います。
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人（以下、総称して「役職員」という。）は、あらかじめ監査委員会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査委員又は監査委員会に報告します。その他、法令及び定款に違反する重大な事実、不正行為の事実又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査委員又は監査委員会に報告します。監査委員会に報告した当社グループの役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いが行われることを禁止します。
- (3) 監査委員会の職務の執行について生じる費用等を全額支弁します。
- (4) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員が当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための機会を確保します。

#### 3. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な事項

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報を遅滞なく文書化し、適正に保存管理するとともに、重要な職務執行に関する情報については取締役会に遅滞なく報告します。
  - (2) 損失の危険の管理のため、リスク管理体制を整備します。
  - (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会から代表執行役への適切な権限委譲の下、方針の管理と執行内における適切な職務権限の再配分を行います。
  - (4) 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制、報告体制、反社会的勢力排除に関する体制、及び金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」（いわゆるJ-SOX法）に基づくJ-SOX体制を整備します。
  - (5) 子会社における業務の適正を確保するため、グローバルでの方針の共有と適切な職務権限の再配分、子会社における業務執行状況の当社への報告体制の整備、及びグローバルでの監査を実施します。
- 子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、反社会的勢力排除に関する体制、及びJ-SOX体制を整備します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、上記の内部統制システム構築の基本方針に則り、倫理要綱にて、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、あらゆる不当な要求や不正な取引を拒否し、反社会的な取引を行わないことを定めています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

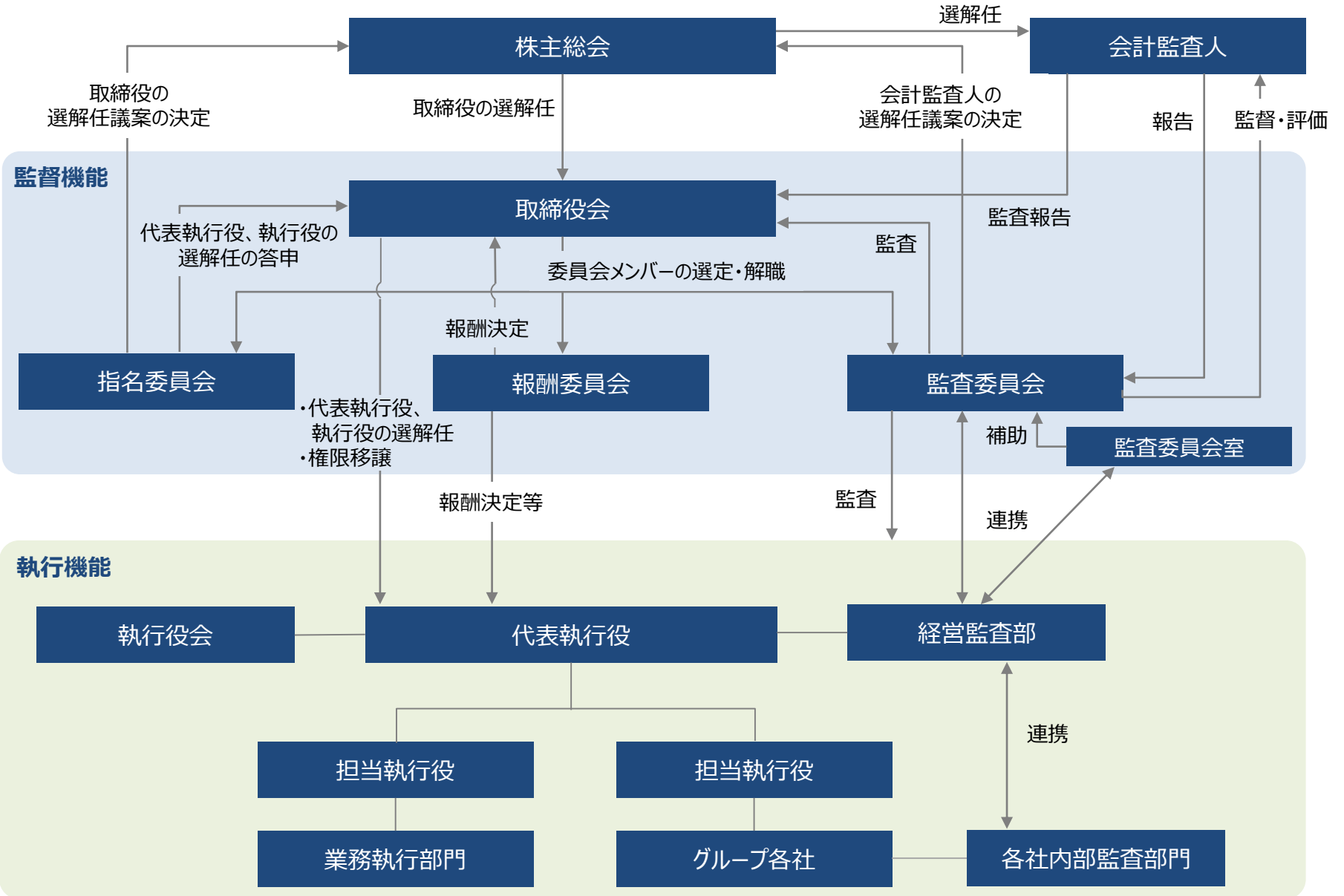
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# ガバナンス体制イメージ図



## 【適時開示体制の概要（模式図）】

- (1) 決定事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、社内各部門が資料を作成し、執行役会又は取締役会の承認を受けて、総務部に伝達します。
- (2) 投資者の投資判断に影響を及ぼすような、発生事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、社内各部門が資料を作成し、執行役会、取締役会又は代表執行役社長の承認により総務部に伝達します。
- (3) 決算に関する情報は、財務戦略部が資料を作成し、取締役会の承認を受け、総務部に伝達します。
- (4) 総務部に伝達された情報は、情報取扱責任者が開示の確認を行い、TDnetによって東京証券取引所に適時開示を行います。

